

令和3年度償却資産申告のお知らせ

【問合わせ】 税務課 ☎ 84-0621

申告いただく方

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用資産です。半田市内で事業を行っている方（法人・個人）で、令和3年1月1日（賦課期日）に償却資産をお持ちの方は、申告が必要です（例：工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付け、太陽光発電設備による売電など）。ただし、以下に該当するものは申告の対象となりません。

- ◇家屋と構造上一体となっている建築設備
- ◇自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車など
- ◇特許権、実用新案権、その他の無形減価償却資産
- ◇リース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ◇取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括して均等償却しているもの

申告期限 令和3年1月31日(日)

※12月中旬頃に、償却資産を所有している方へ申告書を郵送します。なお、前回の申告において電算処理による申告をされた方には、「申告についてのお知らせ」のハガキを郵送します。申告書が必要な方は、税務課家屋償却担当までお知らせください。

※申告書・種類別明細書の控えは送付いたしませんので、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

提出書類 ①償却資産申告書（償却資産課税台帳）、②種類別明細書

※課税標準の特例・非課税・減免に該当する資産をお持ちの方は、各申請書及び事実を証明する書類

申告についての詳細は、市ホームページまたは申告書に同封の「償却資産申告の手引」をご覧ください。



救急患者さんの受入を一時停止します

半田病院では、診療をより安全で迅速に行うために電子カルテの全面的な更新を行います。そのため、電子カルテを一時的に停止させる必要があります。

つきましては、安全で迅速な診療を行うためには、次のとおりに入受停止をせざるを得ないと判断いたしました。大変ご迷惑をおかけしますが、期間中は市報や新聞に掲載される緊急医療機関を受診して頂くようお願いいたします。

期間

12月28日(月)17時～12月30日(水)12時

問合わせ

半田病院 ☎ 22-9881

医師を目指す学生を応援 医師修学資金貸与と学生を募集します

将来、知多地域の医療を支える医師を目指す学生のみなさんが、安心して学業に専念し、医師としての第一歩を半田病院でスタートできるよう、修学資金制度を設けています。

応募資格

医学部大学生で、卒業および医師免許取得後、ただちに半田病院に

において2年間の臨床研修を開始・修了および専門研修を開始する意思のある方

月額

5万円(在学初年度4月から貸与が決定した場合は入学金30万円あり)

※卒業および医師免許取得後に半田病院で2年間の臨床研修を修了し、専門研修を開始した場合、返還不要となります。

※医学部入学時から卒業まで6年間貸与した場合、最大390万円となります。

問合わせ

半田病院管理課
☎ 22-9881



納期限のお知らせ

令和3年1月4日(月)

- ◆ 固定資産税・都市計画税(3期)
 - ◆ 国民健康保険税(6期)
 - ◆ 介護保険料(6期)
 - ◆ 後期高齢者医療保険料(6期)
- 納期限内に忘れずに納付しましょう

※口座振替による納税が便利です。ご希望の方は収納課までお問い合わせください。

☎ 84-0624